

# 違法ドラッグに関する説明資料

厚生労働省医薬食品局  
監視指導・麻薬対策課  
平成24年4月10日

# 違法ドラッグ

- 覚せい剤・大麻に化学構造を似せて作られた物質などが添加され、多幸感を得ることを目的として、合法ハーブ、お香、などと称し、ヘッドショップ、インターネット等で販売され、若者を中心に乱用が見られる
- 乱用による健康被害の発生、麻薬等の乱用へのゲートウエードラッグ(入門薬)となるおそれ
- 幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、厚生労働大臣が「指定薬物」として指定。県の薬事監視員が監視・指導

「お香」「ハーブ」などとして販売  
(大麻類似成分など)



「ビデオクリーナー」などとして販売  
(幻覚剤類似成分など)



「植物肥料」などとして販売  
(覚せい剤類似成分など)



違法ドラッグ販売業者数(全国)  
(平成24年1月時点、都道府県報告)

販売形態	業者数
店舗・露店	111
インターネット	33
店舗&インターネット	68
合計	212

違法ドラッグ使用による健康被害

**104例** (2011年): 新聞報道による集計  
(静岡県、京都府、大阪府、福岡県、名古屋市など)

症状:  
意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難など

# 違法ドラッグ対策：3段階の規制

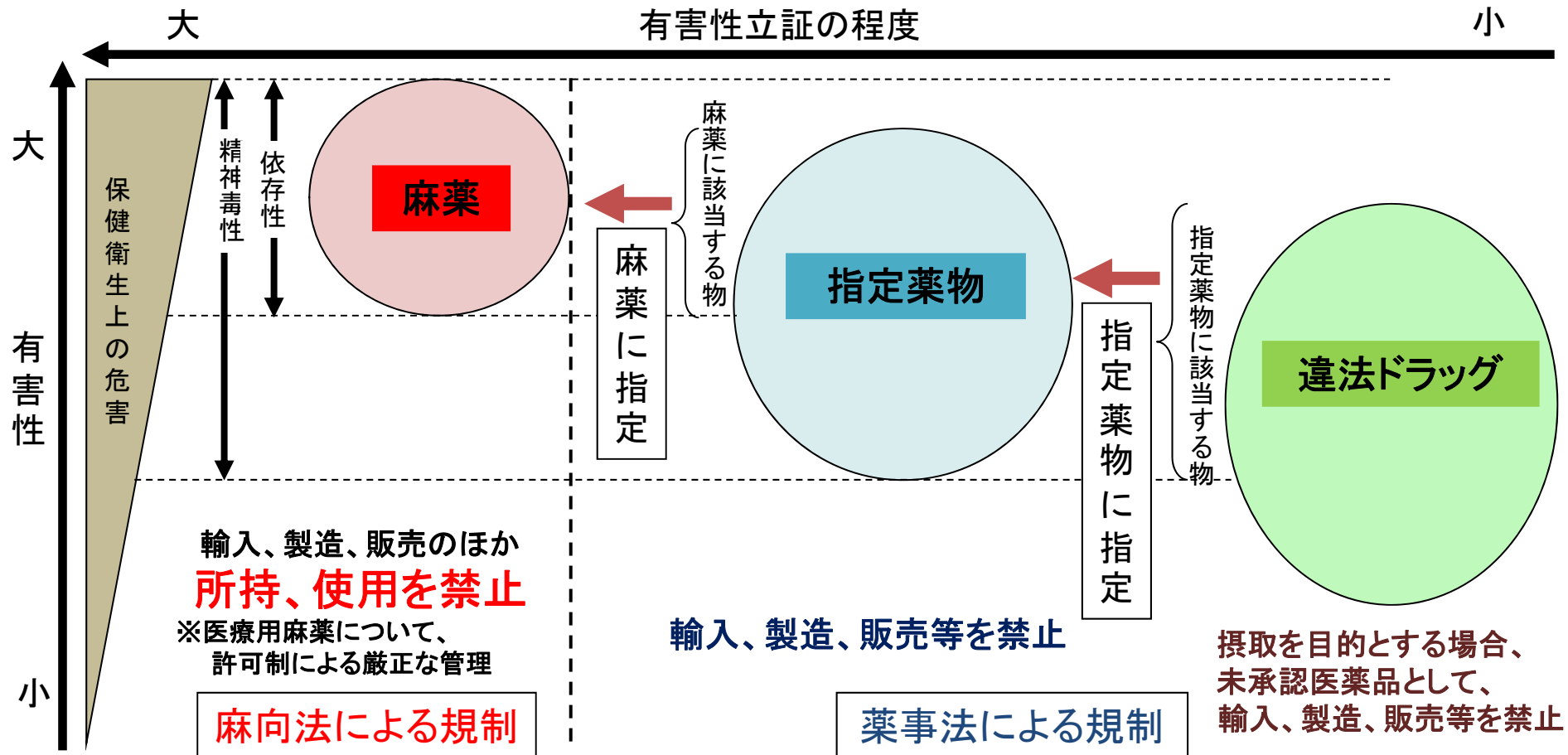
## 違法ドラッグ

- ・乱用に供することを意図して販売等がなされる → 一義的には無承認無許可医薬品として取締り
- ・人体適用(乱用に供する用途)を標榜せず、医薬品該当性の立証が困難
- ・依存性、精神毒性等の有害性が立証されておらず、麻向法の規制対象でない



## 指定薬物

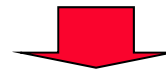
- ・精神毒性(幻覚、中枢神経系の興奮・抑制)を有し、人に使用された場合に保健衛生上の危害のおそれがある物質
- ・あらかじめ定めた正当な用途以外の用途を規制することにより、乱用を防止



# 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)対策

## 背景・問題点(課題)

- ★ヘッドショップ、露天等による直接販売に加え、インターネットによる販売など、組織化・広域化の傾向
- ★販売が暴力団等の組織犯罪グループにより行われることがあり、薬事監視員による監視指導には限界
- ★規制を逃れるため新たな乱用薬物を海外から次々に導入しており、規制と規制のがれのいわゆるイタチごっこの状態が続いている
  - ★ネット、メディア等を通じて「合法」、「使っても罰せられない」などといった情報が流布
  - ★乱用による健康への影響について、国民に十分知られていない



## 制度改正による違法ドラッグの規制強化

### 対策の方向性

#### 制度改正による対策

##### (1) 麻薬取締官(員)による取締

- ・ 国・都道府県に所属する「麻薬取締官(員)」に対し、司法警察職員として、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)に関する取締権限等を付与

##### (2) 指定薬物の疑いがある物品への迅速な対応

- ・ 例えば、薬事監視員等が、立入検査の際に指定薬物である疑いがある物品を発見した場合、検査のために収去できるようにするなど、予防的な視点から、違法な事例の取締りにつながる仕組みについて検討

#### その他の違法ドラッグ対策

##### 違法ドラッグに係る情報提供や啓発活動の推進

- ・ 違法ドラッグの健康被害事例を収集し、乱用による健康影響について情報提供を実施。併せて、違法ドラッグの乱用防止、正しい知識の普及啓発を促進  
(「個人輸入・指定薬物適正化対策事業」の実施)

※ この他、厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会の報告書を受け、麻薬などと同様の有害性をもつ物質の国内流通を未然に防止するため、麻薬などの化学構造を一部変更した物質について包括的な指定ができないか、今後検討。